

国際課税のケース・スタディ

米国の LLC とわが国での課税関係

【事例】

米国の法律事務所である甲法律事務所は、パートナーシップの形態をとっている。わが国への進出にあたり、カリフォルニア州に LLC（有限責任法人。Limited Liability Companies）を設立して、その日本支店として進出する形態を取りたいと考えているが、わが国においては、法人として課税されるのか。

【ポイント】

米国においては法人の形態をとっているもののうち、導管理論により、法人そのものの課税はなく、その株主段階で課税されているものがある。

LLC は、事業を営む比較的新しい形態であり、LLC と比較される米国での形態としては S 法人がある。

そこで、LLC 及び S 法人の実態を踏まえながら、それらの法人が日本支店を設立した場合どのように課税されるかを、以下の項目にそって検討する。

- 1 LLC の概要
- 2 S 法人の概要
- 3 わが国での課税関係
- 4 日米租税条約の適用関係

【検討】

1 LLC の概要

LLC は、州法に基づいて設立された法人である。

LLC の構成員は、通常の法人の株主の場合と同様に、LLC の債務について自己の出資分以上の責任を負わないが、リミテッドパートナーと異なり、LLC の事業経営に参画することができる。この点が LLC の特徴の一つである。

S 法人は株主数が 35 を上限とされているが、LLC は、出資者の数に制限もなく、しかも、S 法人は、株主が個人と一定のトラストに限定され、法人株主、パートナーシップによる株主、非居住外国人の株主も認められていないが、LLC は、出資者の形態の制限もない。

法人の性格の特徴としては、原則として①有限責任、②事業の継続性、③出資持分の無制限な譲渡、④経営の集中化等をあげることができるが、大部分の LLC は、事業の継続性及び出資持分の無制限な譲渡という法人としての性格を特徴づける要素のうち二つ以上の要素が欠けているため、課税上、パートナーシップとして扱われることとなり、大部分の米国の LLC は法人格を有するものの、その課税の仕方は LLC 自体の所得に対して法人税課税を行うのではなく、その株主に対してその持分に対応する部分を課税の対象とされている。

すなわち、大部分の LLC は、LLC 自体の損益等の内容を申告することとなるが、これはあくまで、その株主に対しての課税のもととなる資料としての申告であり、この申告に基づいて LLC 自体が課税を受けることはない。

2 S法人の概要

S法人とは、IRCのSub-ChapterSで税制上特別の取扱いを受ける法人をいう。S法人は、法人の形態で事業を営みながら、パートナーシップとしての税制上の有利さを併せ持つものである。

S法人は、法人自体に対して課税されず、パートナーシップのようにその出資持分に応じて、法人の所得、損失、控除額、税額控除等がS法人の株主に対して行われるものである。

株主全員がS法人としての形態を選択すると、株主全員がS法人としての課税を受ける。言い換えると、株主全員の同意がないと、S法人として認められない。

S法人の株主は、非居住外国人以外の個人及び一定のトラストに限定され、株主の数も35以下に限定されている。

3 わが国での課税関係

法人税法では、内国法人を国内に本店又は主たる事務所を有する法人とし、外国法人とは、内国法人以外の法人をいうことと規定されている。法人そのものの定義は、法人税法にはその規定がなく、結局、民法に定める法人の一般的な定義によることになる。

「法人とは、自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められた者。」をいうこととされていることから、米国で法人格を付与されているLLC及びS法人は、当然に法人に該当す

ることになり、内国法人以外の法人であることから外国法人に該当することとなる。

わが国の税法の解釈においては、基本的に外国での課税関係如何によってその解釈が左右されることはない。したがってLLCが米国において法人税課税が行われなかったとしても、これによってわが国の税務上LLCを法人として扱わないとする論拠とはならない。

4 日米租税条約の適用関係

日米租税条約第2条(1)(e)(i)で「合衆国の法人」とは、合衆国、その州若しくはコロンビア特別区の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人又は法人格を有しない団体で合衆国の租税に関し合衆国の法人として取り扱われるものをいう、と規定されている。したがって、LLC及びS法人とも合衆国、その州若しくはコロンビア特別区の法令に基づいて設立された法人に該当するので、日米租税条約の適用上も合衆国の法人に該当する。

〔結論〕

LLCの日本法人については、米国の州法により法人格を与えられた法人であることから、米国での課税関係に関わりなく、わが国においては外国法人の日本支店としての課税を受けるべきものとする。

(税理士 小沢 進)

◎目で見るとやさしい税制ハンドブック

図説 日本の税制

平成8年度版

大蔵省主税局調査課長

西原 政雄 編

B 6判・1900円(税込)

- 第1編 税制と国民経済
- 第2編 わが国の租税制度の変遷
- 第3編 わが国の税制の現状(国税)
- 第4編 わが国の税制の現状(地方税)
- 第5編 土地税制
- 第6編 国際租税制度
- 第7編 租税制度の国際比較
- 第8編 税制担当部局
- 第9編 税制改革(平成6年11月)等
- 第10編 資料編

財経詳報社